

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に改める。

第3条第2号中「平成29年2月28日」を「平成30年2月28日」に改め、同条第3号本文中「平成29年2月28日」を「平成30年2月28日」に改め、同号ただし書中「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に、「平成27年」を「平成28年」に、「平成28年9月30日」を「平成29年9月30日」に改める。

第7条第1項第2号中「平成29年2月28日」を「平成30年2月28日」に改める。

様式第1号中「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の規定は、平成29年3月の一部負担金から適用し、同年2月までの一部負担金については、なお従前の例による。